

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十四年六月二十六日

目 次

告 示

各務原都市計画道路事業の認可

(街路公園課)

ページ

岐阜県告示第二百九十八号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画道路事業 三・三・十八号 犬山東町線バイパス及び三・五・十号 犬山東町線
- 三 事業施行期間
平成二十四年六月二十六日から
平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 岐阜県各務原市鵜沼南町5丁目及び6丁目地内
使用の部分 なし

平成二十四年六月二十六日発行

発行者

岐 岐 阜 阜 県 庁 県

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社